

浦安ガイドマップ広告掲載募集要領

この要領は、浦安ガイドマップの広告掲載の募集に関して、浦安市広告掲載に関する要綱（以下、「要綱」という。）及び広告媒体への広告掲載基準（以下、「掲載基準」という。）に定める事項のほか、広告募集に関し必要な事項を定めるものである。

1 広告媒体

(1) 名称

浦安ガイドマップ

(2) 規格

A 5 判冊子 40 ページ（表紙と裏表紙を含む、見開き A 4 判、中綴じ）

(3) 発行部数

30,000 部（浦安市公式ホームページにも P D F 版を掲載）

(4) 発行時期

平成 31 年 3 月発行

(5) 配布期間（予定）

平成 31 年 3 月から翌年 3 月まで（次のガイドマップ作成まで）

(6) 配布場所

市内の主要な公共施設、観光施設、宿泊施設、店舗及び他都市の各種イベント会場に配置し、来訪者等に配布

2 募集内容等

(1) 規格

1 / 4 ページ 縦 90mm × 横 60mm（フルカラー）

(2) 募集枠及び掲載箇所

2 ページないし 3 ページとし、最終 2 ページ又は裏表紙に掲載 ※申込状況による増減あり

(3) 掲載料金

50,000 円

3 選考方法

(1) 要綱及び掲載基準に基づき、広告主と広告内容を審査し、決定する。

(2) 掲載の可否については、後日通知する。

(3) 掲載を可とした広告数が募集枠を超えた場合における掲載の可否及び掲載箇所の指定については、公開抽選によるものとする。

4 広告掲載基準等

- (1) 広告の内容又はデザインが、この要領、要綱及び掲載基準に違反していると認められる場合は、期間を定めて広告の内容等の改善を求めるものとする。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取消し、広告の掲載を取りやめることがある。
 - ア 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
 - イ 指定した期日までに広告掲載の原稿が提出されない場合
 - ウ (1)の規定によっても、広告の内容等の改善が行われない場合
 - エ 広告掲載決定後に、要綱第4条及び掲載基準に該当することとなった場合
 - オ その他、広告掲載が不相当と判断された場合
- (3) 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取下げることができる。
ただし、印刷終了後においては、取下げることができない。この場合、既に納付済みの広告掲載料の返還は行わないものとする。
- (4) 広告媒体の発刊を中止する場合等、広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載の決定を取消したときは、納付済みの広告掲載料を返還する。ただし、返還する広告掲載料に利子は付さない。
- (5) 申込の状況により、広告サイズ又は広告掲載料を変更することがある。
- (6) その他広告掲載及び本要領に記載のない事項については、本市職員の指示に従うこと。

5 申込手続

申込者は、浦安市公式ホームページから申込書類を入手し、必要書類を整え、直接持参すること。
なお、書類の作成に要する費用は申込者の負担とする。

- (1) 申込（提出及び添付）書類
 - ア 浦安市広告掲載申込書（別記第2号様式）
 - イ 広告物（申込提出時に原稿案を提出し、広告掲載の決定後に版下として使用可能なデータ形式にて提出するものとする）
 - ウ 申込者の事業概要がわかる資料（パンフレット等）
 - エ 市税の完納証明書（未納がないことの証明書／浦安市役所2F収税課で発行）
- (2) 受付期間（土曜日及び日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く）
平成30年12月26日（水曜日）から平成31年1月31日（木曜日）
〔受付時間〕午前8時30分から午後5時まで
- (3) 提出及び問合せ先
〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号 3F
浦安市 市民経済部 商工観光課 観光・水産係（担当：峯崎、鈴木）
TEL：047-712-6297（直通） E-mail: shoukoukankou@city.urayasu.lg.jp